

一般社団法人埼玉県浄化槽協会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人埼玉県浄化槽協会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を埼玉県さいたま市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、埼玉県内における水環境を保全するため、浄化槽に関する適正な維持管理の知識を広く県民に普及するとともに、浄化槽の健全な普及促進及び浄化槽の製造、施工、保守点検、清掃の適正化を図り、もって県民の生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 浄化槽の取り扱い等に関する正しい知識の普及及び相談に関する事業
 - (2) 浄化槽の製造、施工、保守点検、清掃の適正化に関する事業
 - (3) 浄化槽法（昭和58年法律第43号）第7条及び第11条に規定する浄化槽の水質検査に関する事業及び計量証明に関する事業
 - (4) 浄化槽の機能保証制度に関する事業
 - (5) 浄化槽の製造、施工、保守点検、清掃に関する講習会、研究会の開催
 - (6) 前条の目的達成に功労のあった者に対する表彰
 - (7) 関係機関及び関係団体との連絡協調
 - (8) 浄化槽に関する調査研究及び試験検査
 - (9) 前各号に掲げるもののほか、この法人の目的達成に必要な事業
- 2 前項の事業は埼玉県において行うものとする。

第3章 会員

(法人の構成員)

第5条 この法人に次の会員を置く。

- (1) 正会員 浄化槽の製造を業とする者、及び県内で浄化槽の施工、保守点検、清掃を業とする者であって、この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体
- (2) 特別会員 この法人の事業に密接な関係があり、この法人の目的に賛同し入会した個人又は団体
- (3) 名誉会員 この法人に功労があつた者又は学識経験者で、総会において推薦された者

2 前項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成18年法律第48号。以下「一般法人法」という。)上の社員とする。

(会員の資格の取得)

第6条 この法人の正会員及び特別会員になろうとする者は、理事会の定めるところにより申し込みをし、その承認を受けなければならない。

(経費の負担)

第7条 この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、正会員及び特別会員は、総会において別に定める入会金及び会費を支払う義務を負う。

2 名誉会員は、入会金及び会費の納入を要しない。

(任意退会)

第8条 会員は、理事会において別に定める退会届を理事長に提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

2 前項の規定により、会員を除名しようとするときは、その会員に対し、除名の決議を行う総会において、弁明の機会を与えなければならない。

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員が、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第7条の支払義務を2年以上履行しなかったとき。
- (2) 総正会員が同意したとき。
- (3) 会員が死亡し、又は解散したとき。

(抛出金品の不返還)

第11条 既に納入した入会金、会費及びその他の抛出金品は、これを返還しない。

第4章 総会

(構成)

第12条 総会は、正会員をもって構成する。

- 2 前項の総会をもって、一般法人法上の社員総会とする。

(権限)

第13条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第14条 総会は、通常総会として毎事業年度終了後3ヶ月以内に1回開催するほか、必要がある場合に臨時総会を開催する。

(招集)

第15条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 総正会員の議決権の10分の1以上の議決権を有する正会員又は監事は、理事長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

3 総会を招集するときは、正会員に対し、総会の目的たる事項、日時及び場所を示して、開催の日の5日前までに文書をもって通知しなければならない。

(議長)

第16条 総会の議長は、その総会において出席正会員の中から選出する。

(議決権)

第17条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決議)

第18条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行い、可否同数のときは議長の決するところによる。

2 前項前段の場合において、議長は決議に加わることはできない。

3 第1項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(1) 会員の除名

(2) 定款の変更

(3) 解散

(4) その他法令で定められた事項

(書面による議決権の行使等)

第19条 総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって議決権を行使し、又は会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。この場合において、前条の規定の適用については、出席したものとみなす。

(議事録)

第20条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び当該総会において正会員の中から選出された議事録署名人2人以上は、前項の議事録に記名押印する。

第5章 役員

(役員の設定)

第21条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 15名以上25名以内

(2) 監事 1名以上3名以内

- 2 理事のうち1名を理事長、3名以内を副理事長、1名を専務理事、5名以内を常務理事とする。
- 3 前項の理事長をもって一般法人法上の代表理事とし、副理事長、専務理事及び常務理事をもって業務執行理事とする。

(役員を選任)

第22条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

- 2 理事長及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 理事及び監事は正会員から選任するものとする。ただし、理事及び監事のうち、それぞれ1名は正会員以外の者から選任することができる。
- 4 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は三親等内の親族その他法令で定める特殊な関係にある理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。
- 5 監事は、この法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

第23条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
- 3 理事長及び業務執行理事は、3箇月に1回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第24条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第25条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 3 理事又は監事は、第21条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は

辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第26条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

- 2 前項の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。
- 3 第9条第2項の規定は、前項の規定により理事及び監事を解任しようとする場合に準用する。この場合において、同項中「会員」とあるのは「理事及び監事」と、「除名」とあるのは「解任」と読み替えるものとする。

(役員報酬等)

第27条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

- 2 理事及び監事には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

(顧問、相談役)

第28条 この法人は、必要に応じて任意の機関として顧問又は相談役を若干名置くことができる。

- 2 顧問及び相談役は、理事会の同意を得て理事長が委嘱する。
- 3 顧問は、協会の基本的な運営について、理事長の諮問に応じる。
- 4 相談役は、理事会の業務に関する重要な事項について、理事会の諮問に応じる。
- 5 顧問及び相談役は、無報酬とし、第25条第1項及び前条第2項の規定を準用する。

第6章 理事会

(構成)

第29条 この法人に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第30条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定

- (2) 総会に付議すべき事項の決定
- (3) 理事の職務の執行の監督
- (4) 理事長、副理事長、専務理事及び常務理事の選定及び解職
- (5) 前各号に定めるもののほか、この法人の事業執行に関すること

(招集)

第31条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(議長)

第32条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(決議)

第33条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第34条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

- 2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

(委員会)

第35条 理事会は、この法人の事業を推進するために、必要な委員会を置くことができる。

- 2 委員会は理事をもって構成する。
- 3 委員会の委員は、理事会の決議によって選任及び解任する。
- 4 委員会の運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める規程による。

(部会)

第36条 理事会は、この法人の事業を推進するために、必要な部会を置くことができる。

- 2 部会は会員をもって構成する。
- 3 部長は、理事会の決議によって選任及び解任する。
- 4 部会の運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める規程による。

第7章 資産及び会計

(事業年度)

第37条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(資産の管理)

第38条 この法人の資産は、理事長がこれを管理する。

(経費の支弁)

第39条 この法人の経費は、資産をもって支弁する。

(事業計画及び収支予算)

第40条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の決議を経て、直近の総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第41条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書（正味財産増減計算書）

(5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号及び第4号の書類については、通常総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款、会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

(余剰金の処分制限)

第42条 この法人は、会員その他の者に対し、余剰金の分配をすることはできない。

(会計原則)

第43条 この法人の会計は、一般に公正と認められる公益法人の会計の慣行に従うものとする。

2 会計帳簿は、法令で定める書面又は電磁的記録をもって作成しなければならない。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第44条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第45条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第46条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 事務局

(事務局)

第47条 この法人の事務をするため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

3 事務局長の任免は理事会の決議を経て理事長が行い、その他の職員の任免は、理事長が行う。

第10章 公告の方法

(公告の方法)

第48条 この法人の公告は、電子公告により行うものとする。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、埼玉県において発行する埼玉新聞に掲載する方法により行う。

第 1 1 章 雑則

(委任)

第49条 この定款の施行について必要な事項は、理事会の決議を経て別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号。以下「整備法」という。）第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 この法人の最初の理事長は日野邦英、副理事長は神保照男、八重樫誠、麿隆之、専務理事は齋藤実、常務理事は小林政一、高本秀俊、中根正治郎、野崎健二とする。
- 3 整備法第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第37条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

附 則

平成27年5月28日改正